

幌延町電気自動車等導入促進補助制度

幌延町は環境負荷の少ない電気自動車の導入を促進します。電気自動車もしくは電気自動車用充電設備を購入する町民の方に対し、その購入費用の一部を補助します。

補助対象

- ①個人
- ②幌延町内に住所を有する者
- ③町税等を滞納していない者
- ④暴力団員でない者

補助金額（国補助金との併用可）※平成28年度以降の国補助制度の変更に伴い、補助基準額を変更する場合があります

- ①電気自動車（幌延町が課税する軽自動車税の対象となる車両に限る）
補助基準額の1/6（千円未満切り捨て）

- ②住宅へ電気自動車から電力を供給できる機能を持つ充電設備
補助基準額の1/3（千円未満切り捨て）

※補助基準額：本体購入価格と公共の団体が公示する価格のいずれか低い額

例) 三菱 i-MiEV(15モデルM)

2,094千円（税抜車両本体価格）⇒ 町補助金 349千円【1/6補助】

国補助金 330千円～実負担額 1,415千円（諸費用・消費税等別途）

例) ニチコン普通充電設備（住宅給電設備付き）

480千円（税抜本体価格）⇒町補助金 160千円【1/3補助】

国補助金 240千円～実負担額 80千円（諸費用・消費税等別途）

幌延町まちづくり補助事業

幌延町ふるさと創生基金を財源に、個性的で活力あるふるさと創生に資する活動事業に対し、補助する制度です。これまでに、この補助事業を活用して、23件の事業が行われています。（平成3年～平成27年度）

補助事業者

幌延町

補助対象者

町内の団体・個人及び中小企業者（一定規準以下の会社及び個人、事業協同組合等）、財団法人及び社団法人、NPO法人

補助対象事業

事業名	事業内容	補助率	補助限度額
①産業・経済福祉振興事業	地域の特性や資源を踏まえ、本町の産業及び経済の活性化または地域福祉の向上に貢献しうる自主的かつ意欲的な取組で、新規性または先駆性を有する次に掲げる事業 ア. 調査研究事業 イ. 施設・設備事業	2/3	ア. 調査研究事業 150万円（一括交付） イ. 施設・設備事業 町内金融機関から受けた融資の償還元金2/3以内 総額1,000万円（年200万円）
②地域活動事業	本町の歴史、文化、芸術及びスポーツ等の振興を図る活動	2/3	150万円
③生活環境整備事業	うるおいとやすらぎのある環境、景観づくり事業	2/3	150万円
④人材養成事業	地域の活性化及び国際・地域間交流等の推進を図るためのリーダー養成、研修会等の開催、交流事業等 ア. リーダー養成事業 イ. 研修会事業 ウ. 派遣事業 エ. 招へい事業		ア. 国内（1人） 20万円 国外（1人） 40万円 イ. 20万円 ウ及びエ. ※1団体15人限度 国内（1人） 20万円 国外（1人） 40万円
⑤イベント等創造事業	本町の特性をいかした魅力あるイベントや祭等創造事業	2/3	150万円
⑥町内会館整備事業	地域住民の自主的な活動と連帯感で、明るく住みよい地域社会づくりに資する町内会館の整備事業	2/3	800万円

問い合わせ先 産業振興課企画振興グループ 電話 5-1113・告知端末機 5-8814（旧総務課企画振興グループ）